

下記の定例監査の結果に対し、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、措置を講じた旨の通知がありましたので公表します。

平成28年3月25日

新庄市監査委員 高山孝治

新庄市監査委員 新田道尋

記

1. 監査対象 市民課の平成27年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について
2. 監査期間 平成28年1月22日～平成28年2月5日

監査の結果（指摘、要望事項）	措置の内容
1. 監査資料の使用帳簿書類について、差替えがあり、また、主要事務・事業の執行状況等の訂正もありました。資料については、使用帳簿を確認するとともに、各事業の内容について精査し、作成のこと。	1. 監査資料の使用帳簿類調書及び主要事務・事業の執行状況等につきましては、更に精査し、作成いたします。